

講演要旨

「労働安全衛生法改正とその対応―化学物質への理解を深め自律的な管理を基本とする仕組みへ」

纏め スギムラ化学工業(株) 岡崎

【講演者】 産業環境管理協会 田嶋晴彦 部長

【講演内容】

■安衛法改正の経緯と特に重要と考えられる点の説明

安衛法改正の経緯、労働災害を減らすためにはリスクアセスメントが重要であることなどが説明された。安衛法改正において特に重要と考えられる点について、①化学物質管理体制の見直し、②実施体制の確立、③情報伝達の強化の順に説明された。

特に重要と考えられる点

- ・リスクアセスメントの実施と暴露低減措置
- ・化学物質管理責任者、保護具着用管理責任者の任命と役割、業務内容の明確化
- ・SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新
- ・リスクアセスメント対象物質を他の容器に移し替えた場合ラベルの貼付

■リスクアセスメントの実習

仮想作業場とSDSを用いてCREATE-SIMPLEでリスクアセスメントを実際に行い、操作方法と注意点が説明された。さらにCREATE-SIMPLEでリスクが高いと評価された場合の対応方法について例を挙げて説明された。最後に、リスクが高い作業場について、確認測定とリスク低減措置について説明された。

【質疑応答】

- ・リスクアセスメント強化は、皮膚腐食などフィジカルな部分への対応か、生殖毒性や発がん性などの部分への対応かどちらか。
→どちらも対象となっている。
- ・労働災害が減っていない理由はなぜか。
→ある物質を規制しても、その代替物質で労働災害が起こる。またその物質が規制される、その代替、、、というモグラたたき状態となっていることが原因。
- ・安衛法の規制対象物質はどのように決定されるのか。
→有識者会議にて決定される。議事録は公開されている。

以上